

会員事業者 各位

(公社) 沖縄県トラック協会会長
(公 印 省 略)

「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等の基準」の一部改正について

平素は、当協会の業務運営にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
今般、下記のとおり標記基準の一部改正がございましたのでお知らせいたします。

記

主な改正内容

○酒酔い・酒気帯び運転に係る行政処分の強化

1. 飲酒運転防止に係る指導監督義務違反 (酒酔い・酒気帯び運行が行われた場合において、飲酒が体に与える影響、飲酒運転、酒気帯び運転の禁止に係る指導が未実施)		
新 設	初違反	100 日車
	再違反	200 日車
2. 飲酒運転防止に係る点呼実施義務違反 (酒酔い・酒気帯び運行が行われた場合において、点呼が未実施)		
新 設	初違反	100 日車
	再違反	200 日車

○その他

1. 勤務時間等基準告示の遵守違反【処分量定の引き上げ】					
改正前			改正後		
① 未遵守計 5 件 以下	初違反	警告	① 未遵守 計 5 件以下	初違反	変更なし
	再違反	10 日車		再違反	変更なし
② 未遵守計 6 件 以上 15 件以下	初違反	10 日車	② 未遵守 計 6 件以上	初違反	2 日車× 未遵守件数
	再違反	20 日車		再違反	4 日車× 未遵守件数
③ 未遵守計 16 件 以上	初違反	20 日車			
	再違反	40 日車			

2. 点呼の実施違反【処分量定の引き上げ】					
改正前			改正後		
① 未実施 19 件 以下	初違反	警告	① 未実施 19 件 以下	初違反	変更なし
	再違反	10 日車		再違反	変更なし
② 未実施 20 件 以上 49 件以下	初違反	10 日車	② 未実施 20 件 以上	初違反	1 日車× 未実施件数
	再違反	20 日車		再違反	2 日車× 未実施件数
③ 未実施 50 件 以上	初違反	20 日車			
	再違反	40 日車			

※本改正は、令和 6 年 10 月 1 日から施行され、令和 6 年 9 月 30 日以前の違反行為については、改正前の通達に定める規定により行政処分が行われるものとなります。

※一部抜粋のため、詳しくは全日本トラック協会 HP をご覧ください。

https://jta.or.jp/member/anzen/unso_kaisei202409.html

お問い合わせ先：(公社) 沖縄県トラック協会 適正化事業課 TEL：098-863-0280